

2018年7月23日

平成30年7月豪雨に関する確定拠出年金掛金納付の特例措置について

このたびの平成30年7月豪雨で被災された皆さまおよび関係者の皆さまに心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈りいたします。

確定拠出年金の掛金納付に関する特例措置につきまして、概要をお知らせいたします。

1. 企業型確定拠出年金の掛金納付に関する特例措置

被災された地域に関しての事業主掛金および企業型年金加入者掛金の納付を平成30年7月5日以降に予定している場合、当該納付期限を「厚生労働大臣が別に定める日^(※1)の前日までの間」に延長することができるようになりました。

詳細につきましては、厚生労働省ホームページ^(※2)をご参照ください。

(※1)「厚生労働大臣が別に定める日」は別途通知がなされる見込みです

(※2)厚生労働省ホームページ「確定拠出年金の事業主掛金及び加入者掛金の納付期限の延長措置について」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00456.html

(1) 特例措置が適用される対象地域（指定地域）

岡山県	岡山市北区、岡山市東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

(2) 特例措置の対象となる掛金

- 平成30年7月5日以降に納付期限が到来する以下の事業主掛金及び企業型年金加入者掛金
- ・上記(1)に定める指定地域（以下「指定地域」）に所在地を有する実施事業所の事業主が納付する事業主掛金
 - ・指定地域に住所を有する企業型年金加入者または指定地域に所在地を有する実施事業所の事業主を介して納付する企業型年金加入者が納付する企業型年金加入者掛金

(3) お問い合わせ先

【事業主様】損保ジャパン日本興亜DC証券（株）お客様サービス部 Tel：03（5326）1416

営業時間：（平日）AM9:00～PM5:00

【加入者様】損保ジャパン日本興亜DC証券（株）アンサーセンター Tel：0120（401）648

営業時間：（平日）AM9:00～PM8:00、（土日・祝日）AM9:00～PM5:00

※年末年始、5/3～5/5、メンテナンス日を除く

2. 個人型確定拠出年金の掛金納付に関する特例措置

被災された個人型確定拠出年金加入者に係る加入者掛金および中小事業主掛金の納付が困難な場合、加入者掛金および中小事業主掛金の納付を一時停止することができることとし、停止期間中の加入者掛金及び中小事業主掛金を後日まとめて納付することができるようになりました。

詳細につきましては、iDeCo 公式サイト^(※1)をご参照ください。

(※1) iDeCo 公式サイト「お知らせ」2018/07/19

<https://www.ideco-koushiki.jp/news/index>

(1) 特例措置が適用される対象地域（指定地域）

岡山県	岡山市北区、岡山市東区、倉敷市真備町、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、小田郡矢掛町
広島県	広島市安芸区、呉市、竹原市、三原市、尾道市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
山口県	岩国市周東町
愛媛県	宇和島市、大洲市、西予市

(2) 特例措置の対象となる方

- ・上記（1）に定める指定地域（以下「指定地域」）に住所を有する個人型確定拠出年金加入者
- ・第2号加入者が事業主払込を行う場合であって、当該加入者を使用する事業主が指定地域に住所を有する場合、当該第2号個人型確定拠出年金加入者
- ・指定地域に住所を有し、中小事業主掛金納付制度を実施している中小事業主

(3) 特例措置の対象となる掛金

申出日以降に納付日が到来する加入者掛金または中小事業主掛金（申出日において、既に納付済みの掛金を除きます。）で、国民年金基金連合会が別に定める日^(※2)の前日までに納付するものとされる掛金

(※2)「国民年金基金連合会が別に定める日」は別途通知がなされる見込みです

(4) お問い合わせ先

【事業主様】国民年金基金連合会コールセンター Tel : 0570 (003) 105

営業時間：(平日) AM9:00~PM5:00

【加入者様】損保ジャパン日本興亜DC証券(株)アンサーセンター Tel : 0120 (401) 648

営業時間：(平日) AM9:00~PM8:00、(土日・祝日) AM9:00~PM5:00

※年末年始、5/3~5/5、メンテナンス日を除く